

## 仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、奈良県警察学校に設置の電気事業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により行う「保安管理業務」の委託について、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を下記のとおり定める。

### 2 委託者及び業務名

#### (1) 委託者

支出負担行為担当官奈良県警察会計担当官（以下「甲」という。）

#### (2) 業務名

奈良県警察学校自家用電気工作物保安管理業務委託

### 3 業務を委託する施設の所在地及び名称

番号	名称	所在地
1	奈良県警察学校（本館厚生棟・別館・生徒寮）	奈良市今市町585
2	奈良県警察学校分庁舎（体育館）	奈良市南永井町甲122

### 4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 対象設備の概要について（なお、設備の詳細は、別添設備台帳のとおり。）

#### (1) 奈良県警察学校（本館厚生棟・別館・生徒寮）

設備容量 800kVA（6600V）

非常用発電機 3台（50kVA・40kVA・10kVA）

#### (2) 奈良県警察学校分庁舎（体育館）

設備容量 275kVA（6600V）

非常用発電機 無し

### 6 業務内容

甲が乙に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、乙は、甲の保安規定に基づいてこの契約に定める範囲の業務を実施し、その結果について甲に報告するものとする。その中で、経済産業省令で定める電気設備基準の規定に適合しない事項がある場合は、甲に対し、必要な指示または助言を行うこと。

#### (1) 保安業務担当者の選任等

ア 乙は、電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）

には、電気事業法施行規則に適合するものをあて、甲の業務を委託する施設にそれぞれ1名保安業務担当者を選任することとする。

イ 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の

求めに応じ提示することとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

ウ 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。

エ 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

オ 保安業務担当者を明確にするため、乙は、保安業務担当者並びに保安業務従事者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に報告するものとする。なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

## (2) 保安監督部への申請、届出等

ア 乙は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書等、本件契約において必要な申請書類の作成及び必要な手続を行い、中部近畿産業保安監督部近畿支部に提出するものとする。

イ 必要書類の作成、手続及び中部近畿産業保安監督部近畿支部への提出等に係る費用経費は、保安管理業務委託料に含めるものとする。

ウ 受託者が引き続き前年と同一の者である場合等、提出の必要がない場合は、必要書類の作成及び提出は必要ないものとする。

## (3) 絶縁監視

乙は、甲の低圧電路の絶縁状態を常時監視するために、乙の全額負担により絶縁監視装置を設置し、絶縁監視を行うものとする。

ア 検出方法については、Igr方式又はIo方式とする。

イ 警報動作電流（設定の上限値は50mAとする。）以上の漏洩電流が発生している旨の警報（以下、漏洩警報という。）を連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏洩警報を繰り返し受信した場合は、乙は、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。

ウ 絶縁監視装置の警報レベルの許容誤差範囲は、±10%以内とする。

エ 乙は、警報発生時の受信の記録を契約期間終了後、3年間保存するものとする。

オ 契約期間満了後、乙の負担により監視装置を撤去するものとする。

## (4) 日常巡視、点検等

日常巡視、点検等の業務については、甲が保安の責めを有するものとし、甲の保安規定に基づいて甲が実施するものとし、乙は、月次点検時に甲及びその従事者に日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合は、乙は、電気管理技術者としての観点から点検を行うものとする。

## (5) 月次点検（別表1及び別表2）

月次点検は毎月1回とするが、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第53条第2項第5号の隔月又は3月に1回の点検実施要件を満たす場合はそれによることとし、点検は、電気工作物の運転を停止しない状態で目視等により点検を実施するものとするが、設備の状況により、運転を停止して点検する必要がある場合はこの限りではない。また、年次点検の実施月は、月次点検を年次点検に含めて実施するものとする。

ア 点検項目

(ア) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無

- (イ) 電線と他物との離閉距離の適否
- (ロ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱有無
- (エ) 接地線等の保安装置の取付け状態

イ 対象設備等

- (ア) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (イ) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサー及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (ロ) 受・配電盤
- (エ) 接地工事（接地線、保護管等）
- (オ) 構造物（受電室建物、キュービクル式受、変電設備の金属製外箱等）配電設備
- (カ) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (キ) 蓄電池設備
- (ク) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ウ 電圧値の適否及び過負荷等、電圧、負荷電流測定

エ 低圧回路の絶縁状態、B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

(6) 年次点検（別表1及び別表2）

番号	名称	実施区分
		令和8年度
1	奈良県警察学校	年次点検 I
2	奈良県警察学校分庁舎	年次点検 I

年次点検は、上記(5)の月次点検に係る要件を加え、下記のア及びイの要件に従って毎年1回実施すること。

ア 別表1及び別表2の「年次点検」の○印の項目を必須とし、1年に1回以上行うこと。（ただし、「信頼性が高いこと」の条件に適合することを乙が事前に確認し、かつ保安規定に定める無停電年次点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができるが、△印の項目については、月次点検等の巡視、点検及び測定・試験の結果により実施の有無を判断するものとする。）

イ 下記の(ア)から(オ)までの確認その他必要に応じた測定、試験を行うこと。

- (ア) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- (イ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。
- (ロ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器の連動動作試験の結果が正常であること。
- (エ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）が正常であること。
- (オ) 蓄電設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(7) 点検の延伸

甲又は乙は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）が実施できない場合は、甲乙協議の上、

代替日を決定した定期点検を実施、または電話等の問診に換えることができるものとする。

ア 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合

イ 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

(8) 臨時点検等

電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生するおそれがあり、甲若しくは関西電力(株)等から通知を受けたときは、原因を探し、応急措置及び再発防止につきとるべき措置を甲に指示又は助言するとともに、必要に応じて点検を行うこと。

(9) 機械器具・安全作業用具

乙が実施する定期点検等に使用する機械器具・安全作業用具は、下記のとおりとする。

ア 機械器具

(ア) 器具

①絶縁抵抗計 ②接地抵抗計 ③電流計 ④電圧計 ⑤低圧検電器

⑥高圧検電器 ⑦騒音計 ⑧振動計 ⑨回転計 ⑩継電器試験装置

⑪絶縁耐力試験装置

(イ) 校正試験

測定器具は年1回以上の校正試験を実施したものを使用すること。また、校正試験記録を保管し、甲の要請があれば校正試験記録を提出すること。

イ 安全作業用具

(ア) 器具

①電気用安全帽 ②電気用ゴム手袋 ③電気用長靴 ④安全帯 ⑤短絡接地器具

(イ) 定期自主検査

労働安全衛生関係法令に定める定期自主検査を実施したものを使用すること。また、定期自主検査の記録を作成保管し、甲の要請があればその記録を提出すること。

(10) 設備の特殊性のため点検できない場合の措置

甲は、次のいずれかに該当する設備の点検については、乙の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を甲の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとする。これに関し、甲の求めに応じて乙は指導又は助言を行うこととする。また、甲は、その結果を乙に通知するものとし、乙は結果を確認し、必要に応じ指導又は助言を行うこと。

ア 建築基準法等の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機械

オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

カ 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピュータ等を使用する回路

キ 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物

ク 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに附属する電線

ケ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(11) 設置場所の特殊性のため点検できない場合の措置

甲は、電気使用場所の設備の点検について、次の場所において甲の都合、その他の理由で乙がその場所に立入できない場合は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を甲に通知するものとする。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要を認めるときは、甲は乙の立入りについて措置するものとする。

ア 立入に危険を伴う場所

イ 情報管理のため立入が制限される場所

ウ 衛生管理のため立入が制限される場所

エ 機密管理のため立入が制限される場所

オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(12) 代行者の点検

乙は、保安業務担当者等が下記の理由により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者（以下「代行者」といいます。）が実施できるものとする。なお、代行者による実施は6か月を超えないものとする。

ア 地震、台風、水害が発生した場合

イ 保安管理業務担当者等が病気等で療養を要する場合

ウ その他甲の承認した事由による場合

(13) 電気工作物の設置等工事に係る措置

ア 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

イ 工事期間中の巡視・点検（別表1から別表4）及び測定・試験を行い、その結果を報告するとともに技術基準の規定に適合しないおそれがあるときは、そのとるべき措置について甲に指示又は助言すること。

ウ 電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続の助言を行うこと。

(14) 電気関係法令に基づいて行う検査

経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会を行うこと。

(15) 電気保安に関する安全教育

対象施設に係る職員への電気保安に関する安全教育を年1回以上行うこと。

(16) 記録・報告等

ア 保安管理業務結果の記録及び保存

甲は、乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等を確認するとともに、乙は、その報告書等を契約期間終了後3年間保存し、甲より求めがあった場合には、保管中の報告書により確認できる事項に係る相談等に対し、回答や助言を行うこと。

イ 保安管理業務の報告

(ア) 各点検終了後、速やかに点検結果を甲の事業場の連絡責任者に書面にて報告すること。

なお、電気設備技術基準不適合箇所及び電気設備劣化状況等を報告する場合は、その部分を示す写真をできるだけ添付すること。

(イ) 絶縁監視装置が定期点検の間に発信した警報の報告については、書面により甲

に提出すること。

#### ウ 設備台帳の作成

乙は、各事業所毎に設備台帳を作成し、機器の更新作業があった場合は、その都度台帳の整理を行い、甲より設備台帳の提出の求めがあった場合には、乙はすみやかに台帳の提出を行うこと。

#### (17) 事故・故障の発生時の対応

ア 乙は、大規模自然災害等を除き、休日、夜間にかかわらず、事故の発生又は発生するおそれがあることを知った時から緊急出動により原則として2時間以内に到着し対応するものとする。

イ 緊急出動に係る技術者等の派遣費用は、保安管理業務委託料に含むが、この際に要した部材等の費用は、別途甲に請求するものとする。

ウ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、保安業務担当者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

エ 保安業務担当者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

オ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

カ 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、甲に事故報告を行うよう指示するとともに、事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。

#### (18) 大規模災害時の体制の整備

乙は、大規模災害時等複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するため、適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておくこと。

#### (19) 受電設備保証保険の加入

乙は、落雷、洪水、河川の氾濫等による突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保証保険制度に、乙の負担において加入するものとする。

#### (20) 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由によるときはこの限りではない。

### 7 連絡責任者

(1) 甲は、甲の保安規定に定める連絡責任者をあらかじめ指名するものとする。又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

(2) 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせることに努めるものとする。

### 8 委託料の支払方法

(1) この業務の委託料は、乙の指定する金融機関の口座に年4回振込により支払いを行うものとする。

- (2) 乙は、保安全管理業務委託開始後3か月を経過した後、その完了した委託業務の3か月分を甲に請求することとし、以降はこの例にならうものとする。
- (3) 甲は適正な請求を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

#### 9 業務完了報告

本件業務完了後、別紙「業務完了報告書」により業務完了報告を行わなければならない。

#### 10 資料の提出

乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、下記の資料を**令和8年3月19日(木)17時**までに別紙「オープンカウンター方式による見積依頼について」に記載の内容に従って提出しなければならない。

- (1) 保安全管理業務を担当する事業所の保安業務担当者別の受託件数並びに換算係数を乗じて得た値の合計値の一覧
- (2) 乙の事業場所から委託施設までの到達時間及び交通機関
- (3) 緊急時の連絡方法及び連絡先
- (4) 受電設備保証保険に加入している証明

#### 11 その他

##### (1) 機密の保持

乙は、この業務の履行に際して知り得た機密情報を他に漏らしてはならない。

##### (2) 再委託の禁止

乙は、受託した保安全管理業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。

##### (3) 契約の失効

ア 外部委託承認申請の承認が得られないとき、又は承認が取消となったとき

イ 発電所出力が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する出力以上又は需要設備の受電電圧が7,000Vを超えるものとなったとき

ウ 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき

エ この契約の対象である電気工作物が一般電気工作物となったとき

オ この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき

カ 火薬類取締法に規定する火薬類の製造する事業場及び鉱山保安法が適用される場所となったとき

##### (4) 協議

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。